

# 第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画(第2期改定版)

## 1 教育・保育提供区域の設定

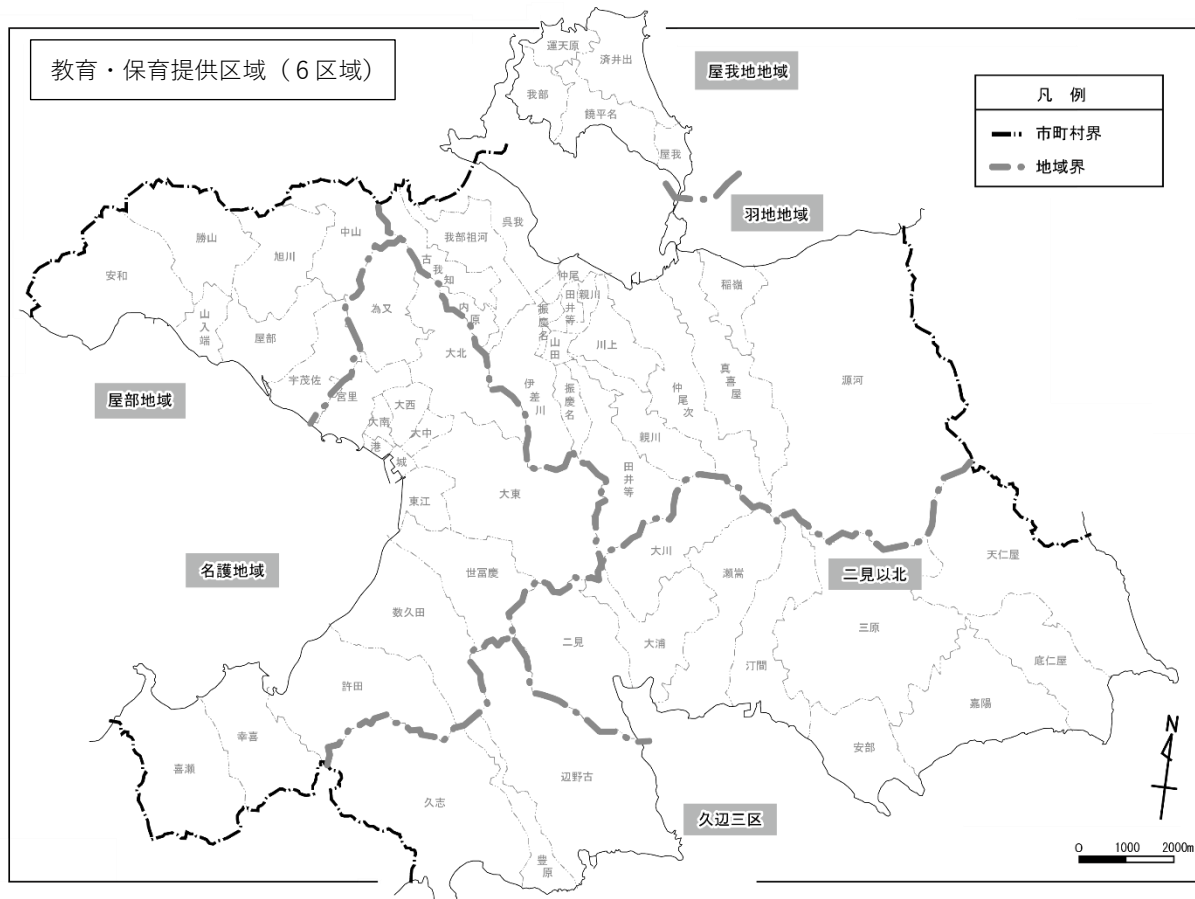
### (1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。そして、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが求められています。

### (2) 名護市における教育・保育の提供区域の考え方

『幼児期の学校教育・保育』に係る事業量の検討に当たっては、本市の歴史的な結びつきを考えた5地域をもとに、必要に応じ中学校区の範囲での区分を行うものとし、以下の6区域を基本に「教育・保育提供区域」を設定します。

なお、『地域子ども・子育て支援事業』に係る事業量の検討に当たっては、13事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業については上記の「教育・保育提供区域」（6区域）、それ以外の事業については市全体を1つの区域としていくものとします。



## 2 子ども・子育て支援事業計画において定める事業

子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画において「量の見込み」とそれに対する提供体制の確保等について定めることとなっている事業は以下のとおりです。

なお、本改定版では第2期事業計画を基本に、一部の事業について量の見込みとそれに対する提供体制の確保等の見直しを行っています。

事業名	事業内容	見直し
<b>幼児期の学校教育・保育（施設型・地域型保育給付）</b>		
①教育・保育施設 ※認定こども園・幼稚園・保育所	認定こども園・幼稚園・保育所が該当。 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなる。 ・1号認定子ども：3～5歳、学校教育のみ ・2号認定子ども：3～5歳、保育の必要性あり ・3号認定子ども：0～2歳、保育の必要性あり	○
②地域型保育事業 ※小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育	小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育が該当。 上記と同様、保育の必要性を認定した上で給付。 ※3号認定子どもを主とし、定員規模が20人未満の小規模な保育事業。特例給付による利用形態として1号・2号認定子どもにも対応することが想定されている。	○
<b>地域子ども・子育て支援事業</b>		
①時間外保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間外以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。	○
②放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が仕事等により昼間自宅にいない児童に対し、授業の終了後に児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。	○
③子育て短期支援事業		
短期入所生活援助事業 ショートステイ事業	保護者の疾病や仕事、育児疲れなどのため、家庭での子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で子どもを預かり、療育・保護を行う事業。（原則として7日以内）	-
夜間養護等事業 トワイライトステイ事業	保護者の仕事などのため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合等の緊急の場合に、児童養護施設等で児童を預かる事業。（宿泊可）	-
④地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。（交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等）	-

事業名	事業内容	見直し
⑤一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業においては、保育所等における「一時預かり事業」と、幼稚園等における「預かり保育」について一時預かりとして扱っている。 ※一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。 ※幼稚園等での預かり保育：在園児を対象に、通常の降園時間以上、園児を預かる事業。	○
⑥病児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。	－
⑦子育て援助活動支援事業 ※ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 ※相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など。 ※平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を付加。 ※平成28年度6月からひとり親利用料助成事業開始（付加）	－
⑧利用者支援事業	子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等も行う。	－
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	－
⑩養育支援訪問事業、その他事業		
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待を防止するため、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。	－
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための以下の取り組みに対する支援の実施。 ※調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取り組み（児童福祉司任用資格取得のための研修受講、学識経験者による研修会開催等） ※ネットワーク関係機関の連携強化（ケース記録・進行管理台帳の電子化等）	－

事業名	事業内容	見直し
⑪妊婦健康診査	妊婦の状態を的確に把握し安心して出産を迎えられるよう、全妊婦に対し公費負担で妊婦健診（14回分）を行う事業。	－
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業。	－
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。	－

### 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の考え方

#### (1) 認定区分について

「幼児期の教育・保育」の利用に当たっては、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の事由により次の3区分となります。

#### 【認定区分と提供する施設】

《認定区分》		《提供する施設》
1号認定こども	3～5歳：学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定こども	3～5歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定こども	0～2歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

#### (2) 家庭類型について

幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に、それぞれどれだけの家庭が該当するのか想定する必要があります。

そのため、アンケート調査結果をもとに、子どもの父母の有無や就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行います。なお、類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”をベースに、今後の就労形態・就労時間の転換希望を踏まえ、“潜在的な家庭類型”を算出しています。

- |   |
|---|
| <p>A. ひとり親家庭</p> <p>B. フルタイム共働き</p> <p>C. フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭</p> <p>C' . フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭</p> <p>D. 専業主婦（夫）家庭</p> <p>E. パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭</p> <p>E' . パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭</p> <p>F. 無業×無業</p> |
|---|

### STEP 1：現在の家庭類型の抽出

アンケートより、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

- ・配偶者の有無
- ・父親及び母親の就労状況
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望  
(学校教育のみ希望者の抽出)

### STEP 2：潜在的な家庭類型の抽出

アンケートより、以下の条件で家庭類型（潜在）を振り分ける。

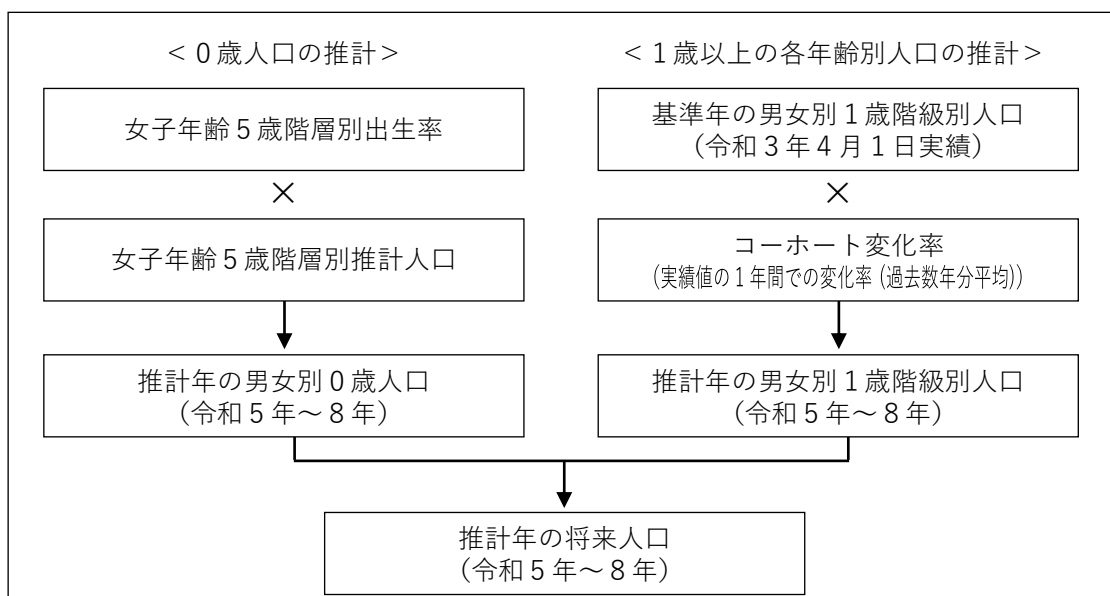
- ・母親の将来の就労希望
- ・母親が将来希望する就労形態
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望  
(学校教育のみ希望者の抽出)

## (3) 人口推計について

子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、アンケート結果を「認定区分」や「家庭類型」で振り分けた上で、将来人口推計を反映させていくことになります。

人口推計については、各歳別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。人口推計は、住民基本台帳の実績人口データに基づいた1歳ごとの推計を行います。本改定版に当たっては、第2期子ども・子育て支援事業計画の目標年である令和6年を含む令和8年までの人口を推計します。

◆コーホート変化率法について：「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。平成28年4月2日～29年4月1日生まれのコーホートは、平成31年4月1日時点で満2歳となり、令和4年度の小学1年生となる人々の集団である。コーホートごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する。（厚生労働省HP参考）



■ 計画期間内における児童数推計結果（市全体）

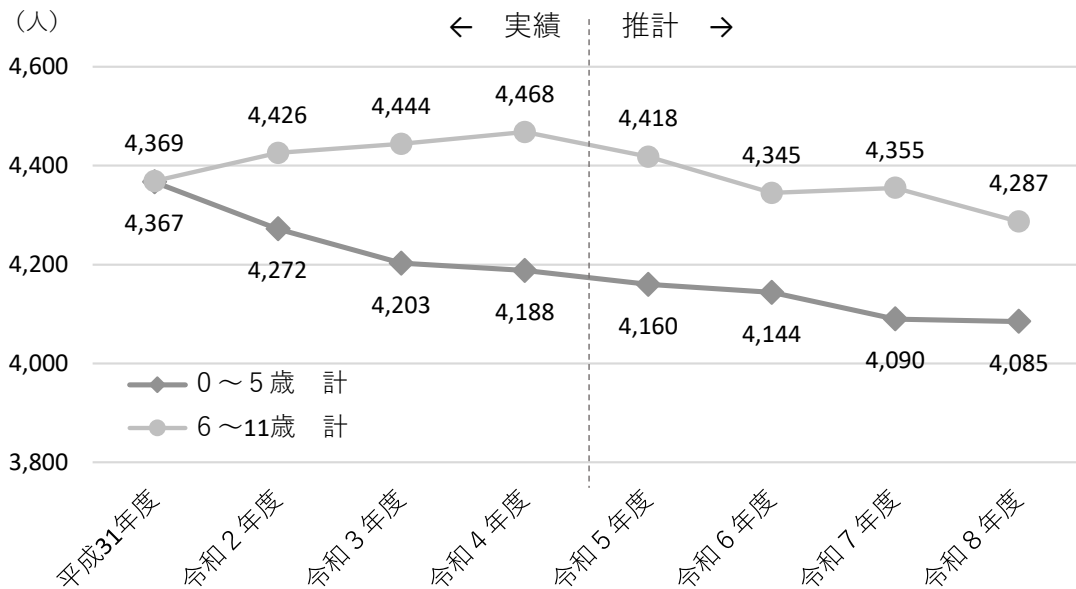
計画目標年度の令和6年度を含む8年度までの人口推計結果は以下のとおりです。

計画期間

単位：人

市全体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳	651	663	657	651	647
1歳	688	686	686	679	673
2歳	670	677	699	698	692
3歳	746	686	676	698	697
4歳	713	737	685	675	697
5歳	720	711	741	689	679
6歳（小1）	739	716	709	739	687
7歳（小2）	737	723	715	708	738
8歳（小3）	755	733	719	711	704
9歳（小4）	725	748	731	717	709
10歳（小5）	778	723	749	732	718
11歳（小6）	734	775	722	748	731
0～11歳 合計	8,656	8,578	8,489	8,445	8,372
0～5歳 計	4,188	4,160	4,144	4,090	4,085
6～11歳 計	4,468	4,418	4,345	4,355	4,287

図 0～5歳児、6～11歳児の人口推計（将来推計含む）



■ 地区別の児童数推計結果

計画期間

単位：人

名護地区	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳	359	385	381	380	378
1歳	387	393	394	391	389
2歳	370	396	406	407	403
3歳	407	385	391	400	401
4歳	404	413	384	389	398
5歳	422	403	416	385	389
6歳(小1)	426	431	404	417	385
7歳(小2)	413	426	429	402	416
8歳(小3)	442	404	421	425	398
9歳(小4)	423	433	398	415	419
10歳(小5)	453	418	432	397	414
11歳(小6)	426	456	419	432	397
0～11歳合計	4,932	4,943	4,874	4,837	4,785
0～5歳計	2,349	2,375	2,371	2,350	2,358
6～11歳計	2,583	2,568	2,503	2,487	2,428

計画期間

単位：人

屋部地区	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳	182	175	177	176	177
1歳	170	180	180	181	180
2歳	184	161	179	178	179
3歳	188	187	163	181	181
4歳	181	190	189	165	183
5歳	157	186	187	189	164
6歳(小1)	174	161	184	185	187
7歳(小2)	176	160	156	179	181
8歳(小3)	165	178	162	159	181
9歳(小4)	161	168	180	163	160
10歳(小5)	162	157	169	181	165
11歳(小6)	169	158	158	170	182
0～11歳合計	2,069	2,060	2,084	2,107	2,120
0～5歳計	1,062	1,079	1,075	1,070	1,064
6～11歳計	1,007	981	1,009	1,037	1,055



計画期間

単位：人

羽地地区	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳	78	74	73	69	66
1歳	93	82	80	78	74
2歳	81	89	85	83	81
3歳	116	85	91	86	84
4歳	92	103	83	90	85
5歳	104	87	105	85	91
6歳(小1)	102	93	87	105	85
7歳(小2)	102	103	96	89	108
8歳(小3)	101	105	103	96	89
9歳(小4)	95	103	109	106	100
10歳(小5)	110	102	103	109	107
11歳(小6)	91	112	101	103	109
0～11歳 合計	1,165	1,138	1,116	1,101	1,081
0～5歳 計	564	520	517	491	482
6～11歳 計	601	617	599	610	599

計画期間

単位：人

屋我地地区	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳	5	5	4	4	3
1歳	6	5	5	4	4
2歳	6	4	4	4	3
3歳	3	4	2	3	3
4歳	5	2	4	2	3
5歳	8	7	2	4	2
6歳(小1)	4	2	6	2	4
7歳(小2)	11	5	3	9	3
8歳(小3)	10	12	5	3	9
9歳(小4)	9	10	12	5	3
10歳(小5)	10	10	10	12	5
11歳(小6)	7	9	10	10	12
0～11歳 合計	84	75	67	61	53
0～5歳 計	33	27	21	21	18
6～11歳 計	51	48	46	41	36

計画期間

単位：人

久辺三区地区	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳	19	17	16	16	16
1歳	24	18	19	18	18
2歳	20	22	19	20	19
3歳	24	19	24	21	22
4歳	21	22	19	25	21
5歳	16	20	23	20	26
6歳(小1)	21	17	19	22	19
7歳(小2)	27	21	18	20	23
8歳(小3)	26	27	21	18	20
9歳(小4)	19	25	26	20	17
10歳(小5)	29	20	25	26	20
11歳(小6)	30	28	20	25	26
0～11歳 合計	276	255	247	248	245
0～5歳 計	124	117	119	118	121
6～11歳 計	152	138	129	130	124

計画期間

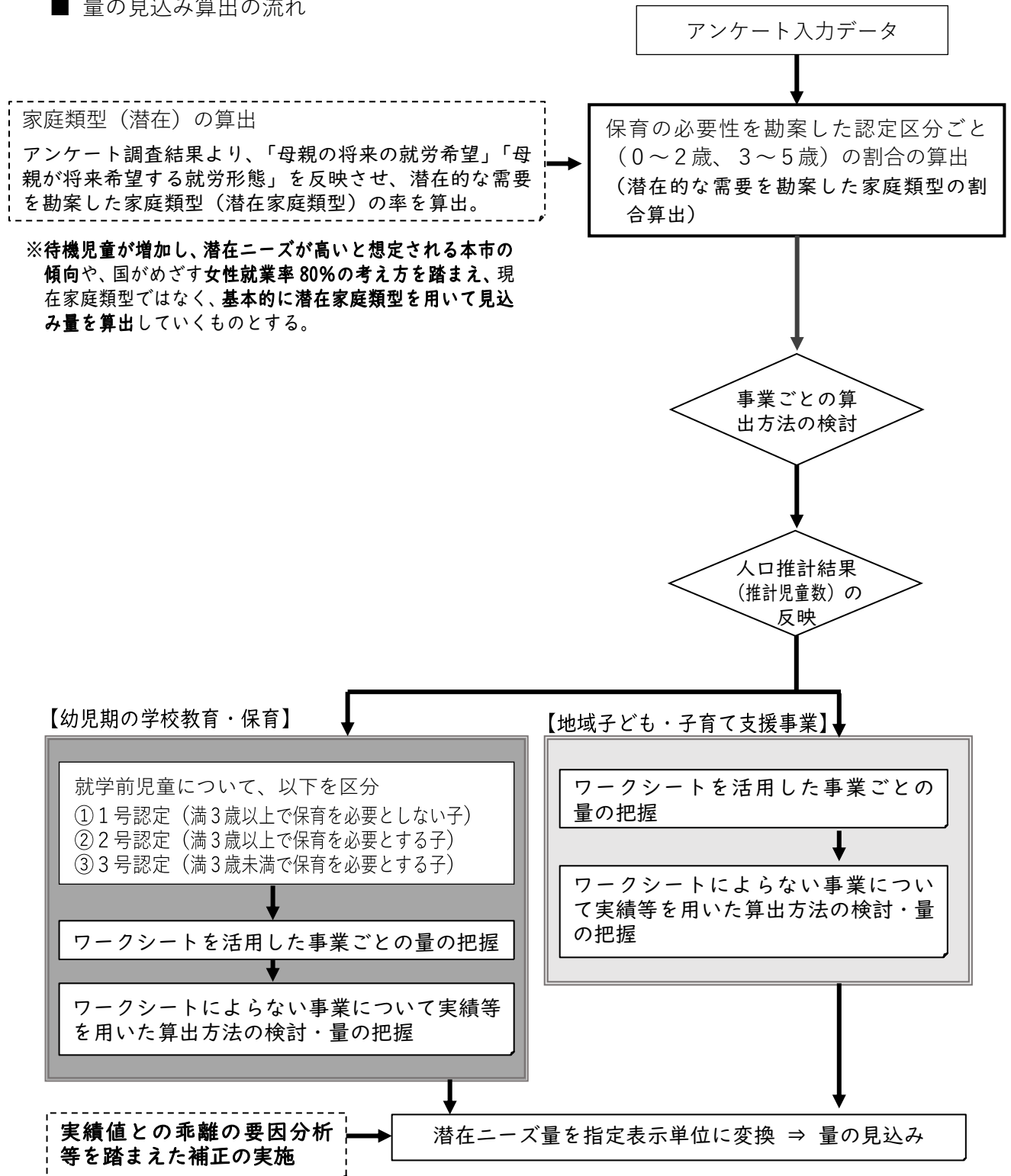
単位：人

二見以北地区	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳	8	7	7	7	8
1歳	8	8	8	8	8
2歳	9	5	7	7	7
3歳	8	6	5	7	7
4歳	10	7	6	5	7
5歳	13	9	8	7	6
6歳(小1)	12	12	9	8	7
7歳(小2)	8	9	12	9	8
8歳(小3)	11	7	8	10	7
9歳(小4)	18	10	7	8	10
10歳(小5)	14	16	10	7	8
11歳(小6)	11	12	14	9	6
0～11歳 合計	130	108	100	91	88
0～5歳 計	56	42	41	40	42
6～11歳 計	74	66	60	51	46

#### (4) 事業ごとの量の見込みの算出について

量の見込みを算出する項目（事業）ごとに、アンケート結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることでニーズ量を算出しています。

##### ■ 量の見込み算出の流れ



## 4 幼児期の教育・保育の事業計画

### (1) 検討の前提として

教育・保育事業の確保に当たっては、その前提として、子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭におきつつ、地域の実情に応じて計画内容を検討し、位置付けていくものとします。

### (2) 確保方策検討の視点

#### ①待機児童の解消に向けた取り組みの検討

名護市においては、待機児童の解消に向け、第1期名護市子ども・子育て支援事業計画期間において入所定員増等を進めてきました。しかしながら、全国的な保育士不足や幼児教育・保育の利用料の無償化、保護者の就労状況などから、本市の保育ニーズも高いことが予測されます。量の見込みでは、第1期計画同様に3号認定の子どもの保育ニーズが高く、その受け皿の確保が求められます。

今後の保育需要への対応としては、待機児童の多い0～2歳児までの認可保育所等の「特定保育施設」での受け皿確保を中心としながら、保育の質の担保にも留意しつつ、小規模保育事業所、認定こども園等の整備に取り組み、保育ニーズの増減に対して柔軟に対応していく必要があります。

加えて、待機児童の解消に向けた確保方策を検討する上でも大きな課題となっている保育人材の確保については、国、県の行う確保方策等と連携しつつ、保育士等の確保・育成や、その活用に向けた条件整備等に取り組む必要があります。

#### ②就学前施設の充実による確保方策

平成30年度に施行された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、これらの施設すべてが『幼児教育機関』として位置付けられ、幼児教育の目的等を明確にし、共通化が図られました。名護市の子どもたちが、どの施設でも質の高い教育・保育が受けられるよう、施設の役割や機能の充実、施設間の連携を促進していきます。

保育所、認定こども園、小規模保育事業所については、年齢や発達に応じた養護や教育、職員のさらなる質の向上や確保に努めます。幼稚園については、共働き家庭やひとり親家庭の増加等に伴い保育を必要とする児童が増加しており、公立幼稚園での預かり保育、複数年教育・保育の実施について引き続き検討が必要となっています。

### (3) 確保方策の基本的な考え方

待機児童の早急な解消を目標としているため、受け皿の確保については、地域型保育事業所や認定こども園の新設及び保育士等の確保による既存施設の受け入れ児童の拡充等を中心に検討を行っていくものとしします。

以下に、施設区分ごとの確保方策の考え方を示します。

#### <施設ごとの確保方策の考え方>

##### 1) 特定教育・保育施設

###### ①認可保育所

ア：私立保育所

- ・保育士不足により定員までの受け入れができていないことなどが主な待機の要因となっていることから、私立保育所での保育士確保に向けた対策を行います。
- ・保育士の確保については、潜在保育士を掘り起こすなど、私立保育所への就職を支援する名護市独自の事業を進めます。また、保育士養成施設や養成講座を実施している関係組織との連携を図ります。
- ・今後、待機児童数の状況や保護者の保育ニーズ等をみながら私立保育所の増改築、認定こども園への移行等についても検討を行います。

###### ②幼稚園

ア：公立幼稚園

- ・市立幼稚園は 12 箇所（令和 4 年 12 月現在、4 園が休園）となっており、「名護市立幼稚園今後の在り方についての方針」に基づき、ニーズの推移を鑑み、預かり保育、複数年教育・保育の実施について検討を行います。

イ：私立幼稚園

- ・私立幼稚園 1 園は現状の私学助成を継続することを想定しておくものとしします（確保方策上、私学助成を継続する幼稚園に計上）。新制度に移行する意向が示された場合は柔軟に対応するものとしします。

### ③認定こども園

ア：公立認定こども園

- ・令和3年9月に市立瀬嵩保育所と市立久志幼稚園を統合し、市立幼保連携型認定こども園「緑風こども園」を開所し、定員数の拡充につながっています。

イ：法人認定こども園

- ・令和6年度内に新規の認定こども園1箇所(定員150名)の開所を目指します。

○幼保連携型法人認定こども園の開所（1箇所）※定員を150名と設定

- ・1号認定分：15名
- ・2号認定分：75名
- ・3号認定分：60名（0歳：12名、1・2歳：48名）

### 2) 私学助成を継続する幼稚園（私立幼稚園）

- ・前述したように、市内1箇所の私立幼稚園については、現段階において移行までは現状の私学助成を継続することとしています。

### 3) 地域型保育事業

#### ①小規模保育事業

- ・令和5年度より、新規の小規模保育事業所1箇所（定員19名）の確保を見込むものとします。
- ・3歳からの受け入れ先となる連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の確保に向けた支援を行います。

○小規模保育事業所（1箇所）を確保。（計19名）

- ・3号認定分：0歳6名、1・2歳13名

#### ②家庭的保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

#### ③居宅訪問型保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

#### ④事業所内保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

#### 4) 認可外保育施設など

##### ①認可外保育施設

- ・沖縄県の指導監督基準を満たすよう、連携・指導を行います。

##### ②企業主導型保育事業所（平成 28 年度～）

- ・平成 28 年に政府が創設した企業への助成制度（仕事・子育て両立支援）で、多様な働き方に対応した保育サービス拡大を行うことで待機児童解消を図り、仕事と子育てとの両立支援を目的としています。企業が従業員の子どもを預かるために設置した保育施設です。
- ・国の基本指針にも、市の利用者支援とした場合には提供体制の確保に含めて差し支えないことが示されており、従業員だけでなく地域住民の子どもも受け入れることができます。
- ・企業主導型保育事業の地域枠を活用し、待機児童の解消を図ります。

#### （4）確保方策のまとめ

確保方策を検討した結果、第 1 期計画に基づき就学前の各種施設の整備、認定こども園への移行等により、提供体制の確保に努めてきましたが、保護者の就学前の保育ニーズは高く、特に 3 号認定の保育ニーズに対し確保方策が不足しています。第 2 期計画においても、初年度より待機児童の解消を図るために、小規模保育事業所を新たに創設、市立認定こども園の開所により、定員数の拡充に努めてきましたが、いまだ待機児童が一定数みられることから、新たに小規模保育事業所 1 箇所、法人認定こども園 1 箇所を創設し、定員数の拡充を図ります。さらに、保育士不足により定員までの受け入れができていないことが主な待機の要因となっているため、保育士確保に向けた対策を行います。今後、待機児童数の状況、保育ニーズ等をみながら私立保育所の増改築、認定こども園への移行等についても検討を行います。

今後は、待機児童の解消に加え、教育・保育人材の確保とともに専門知識や技術の向上を図り、教育・保育の質をさらに高める取り組みを展開していくものとします。

■ 教育・保育の量の見込みと確保方策

市全体（地区合計）	令和5年度（推計児童数： 4,160 人のうち）					令和6年度（推計児童数： 4,144 人のうち）						
	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性あり（3号）			
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳		
①量の見込み （必要利用定員総数）	133 人	1,931 人		1,614 人		134 人	1,951 人		1,628 人			
		216 人	1,715 人	1,237	377		218 人	1,733 人	1,256	372		
②確保の内容 （利用定員数）	525 人	1,959 人		1,553 人		525 人	2,049 人		1,656 人			
		246 人	1,713 人	1,175	378		261 人	1,788 人	1,266	390		
特定 教育 施設 ・ 幼稚園	保育所	1,287		822	254	1,287		865	254			
	認定 こども園	公立	5	0	48	28	9	5	0	48	28	9
		法人		121	340	174	52		136	415	222	64
	幼稚園		450	90				450	90			
	確認を受けない幼稚園		70	35				70	35			
地域型保育（小規模）				126	54				126	54		
企業主導型保育			38	25	9			38	25	9		
②-①	392 人	30 人	▲ 2 人	▲ 62	1	391 人	43 人	55 人	10	18		



■ 地区別の教育・保育の量の見込みと確保方策

名護地区	令和5年度(推計児童数: 2,375 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 2,371 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	75人	1,090人		934人		76人	1,108人		941人	
		122人	968人	716	218		124人	984人	725	216
②確保の内容 (利用定員数)	370人	1,068人		836人		370人	1,158人		917人	
		206人	862人	640	196		221人	937人	709	208
特定 教育 施設 ・ 幼稚園	保育所	588		439	135	588		460	135	
	認定 こども園	公立								
		法人	111	274	138	34	126	349	186	46
	幼稚園	300	60			300	60			
	確認を受けない幼稚園	70	35			70	35			
地域型保育(小規模)			63	27			63	27		
企業主導型保育										
②-①	295人	84人	▲106人	▲76	▲22	294人	97人	▲47人	▲16	▲8

屋部地区	令和5年度(推計児童数: 1,079 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 1,075 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	36人	515人		408人		34人	495人		425人	
		58人	457人	309	99		55人	440人	325	100
②確保の内容 (利用定員数)	90人	587人		460人		90人	587人		472人	
		40人	547人	347	113		40人	547人	359	113
特定 教育 施設 ・ 幼稚園	保育所	445		243	68	445		255	68	
	認定 こども園	公立								
		法人	10	66	36	18	10	66	36	18
	幼稚園	90	30			90	30			
	確認を受けない幼稚園									
地域型保育(小規模)			50	21			50	21		
企業主導型保育			36	18	6			36	18	6
②-①	54人	▲18人	90人	38	14	56人	▲15人	107人	34	13

羽地地区	令和5年度(推計児童数: 520 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 517 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	16人	235人		199人		18人	258人		191人	
		26人	209人	156	43		29人	229人	150	41
②確保の内容 (利用定員数)	60人	173人		151人		60人	173人		161人	
		0人	173人	109	42		0人	173人	119	42
特定 保育 施設 ・ 幼稚園	保育所	173		96	36		173		106	36
	認定 こども園	公立								
	法人									
	幼稚園	60				60				
確認を受けない幼稚園										
地域型保育(小規模)				13	6				13	6
企業主導型保育										
②-①	44人	▲26人	▲36人	▲47	▲1	42人	▲29人	▲56人	▲31	1

屋我地地区	令和5年度(推計児童数: 27 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 21 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	1人	17人		11人		1人	10人		10人	
		2人	15人	8	3		1人	9人	8	2
②確保の内容 (利用定員数)	0人	32人		18人		0人	32人		18人	
		0人	32人	12	6		0人	32人	12	6
特定 保育 施設 ・ 幼稚園	保育所	32		12	6		32		12	6
	認定 こども園	公立								
	法人									
	幼稚園									
確認を受けない幼稚園										
地域型保育(小規模)										
企業主導型保育										
②-①	▲1人	▲2人	17人	4	3	▲1人	▲1人	23人	4	4

久辺三区地区	令和5年度(推計児童数: 117 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 119 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	4人	53人		46人		4人	61人		43人	
		6人	47人	36	10		7人	54人	34	9
②確保の内容 (利用定員数)	0人	49人		41人		0人	49人		41人	
		0人	49人	32	9		0人	49人	32	9
特定 教育 施設 ・ 幼稚園	保育所	49		32	9		49		32	9
	認定 こども園	公立								
	法人									
確認を受けない幼稚園										
地域型保育(小規模)										
企業主導型保育										
②-①	▲4人	▲6人	2人	▲4	▲1	▲4人	▲7人	▲5人	▲2	0

二見以北地区	令和5年度(推計児童数: 42 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 41 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性あり(3号)		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	2・1歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1人	21人		16人		1人	19人		18人		
		2人	19人	12	4		2人	17人	14	4	
②確保の内容 (利用定員数)	5人	50人		47人		5人	50人		47人		
		0人	50人	35	12		0人	50人	35	12	
特定 教育 施設 ・ 幼稚園	保育所	50		35	12		50		35	12	
	認定 こども園	公立	5	0	48	28	9	5	0	48	28
	法人										
確認を受けない幼稚園											
地域型保育(小規模)											
企業主導型保育			2	7	3			2	7	3	
②-①	4人	▲2人	31人	23	8	4人	▲2人	33人	21	8	

## 5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

地域子ども・子育て支援事業 13 事業のうち、①時間外保育事業（延長保育）、②放課後児童健全育成事業、⑤一時預かり事業については、量の見込み及び確保方策の見直しを行っています。それ以外の事業（枠囲み）については、第2期計画に沿って継続的な取り組みを行います。

### ①時間外保育事業（延長保育）

■保育者の勤務時間等の延長にあわせて、保育時間を延長して児童を保育する事業。

- ・近年は、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少していますが、それ以前の利用実績を鑑み、量の見込みの見直しを行っています。
- ・勤労形態の多様化に伴う延長保育のニーズに応じて実施できるよう、現在の提供量の維持・確保に取り組めます。
- ・今後、認定こども園へ移行する施設についても移行前の提供体制の維持に努め、新たに施設を整備する際も当事業が提供できるよう働きかけを行います。

1. 時間外保育事業(延長保育) 単位：人

		令和5年度	令和6年度
市全体 (地区合計)	①量の見込み (利用者数)	2,205	2,197
	②確保の内容 (定員数)	2,205	2,197
	②-①	0	0

### 【提供区域別確保方策】

- ・各区域において、今後の量の見込みに対し提供体制が確保できる予定となっています。

単位：人

		令和5年度	令和6年度
名護地区	①量の見込み	1,259	1,257
	②確保の内容	1,259	1,257
	②-①	0	0
屋部地区	①量の見込み	572	570
	②確保の内容	572	570
	②-①	0	0
羽地地区	①量の見込み	276	274
	②確保の内容	276	274
	②-①	0	0
屋我地地区	①量の見込み	14	11
	②確保の内容	14	11
	②-①	0	0
久辺三区地区	①量の見込み	62	63
	②確保の内容	62	63
	②-①	0	0
二見以北地区	①量の見込み	22	22
	②確保の内容	22	22
	②-①	0	0

## ②放課後児童健全育成事業

■保護者が就労等により、昼間、家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を確保し、児童の健全な育成を図る事業。

- ・量の見込み（利用者数）については、低学年は令和4年度に実施した「子どもの放課後の過ごし方に関する調査」から得られた利用意向率を、高学年は実際の利用率を用いて算出しました。
- ・同事業が必要な地域における放課後児童クラブ開設の公募及び既存の未補助施設の補助対象化等に努め、令和5年度に4箇所、令和6年度に2箇所の確保に取り組みます。

2. 放課後児童健全育成事業 単位：人

市全体（地区合計）	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （利用者数）	1,186	1,170
低学年計	1,059	1,045
1年生 6歳	401	397
2年生 7歳	337	333
3年生 8歳	321	316
高学年計	127	125
4年生 9歳	73	72
5年生 10歳	35	37
6年生 11歳	18	17
②確保の内容 （定員数）	1,077	1,170
②－①	▲109	0
箇所数	26	28

○令和4年度実績：放課後児童クラブ登録者数

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	①合計	②定員数	②－①
330人	230人	156人	71人	38人	17人	842人	917人	75人

【提供区域別確保方策】

- ・各区域の量の見込みの算出に当たっては、名護市全体と同様の比率を用いて算出しました。
- ・屋部地区、羽地地区、久辺三区地区においては、確保内容が不足しています。これらのニーズに対し、新設に向けた取り組みを進める上では、安定的な利用者数の見込みや運営事業者の意向といった地区の実情を加味して整備を図っていくものとします。あわせて、児童一人当たりの専用区画面積を確保しつつ既存施設への定員増への働きかけ、近隣の放課後児童クラブへの送迎や子どもの家との連携も検討します。

単位：人

名護地区	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用者数)	690	680
低学年計	617	611
1年生 6歳	241	226
2年生 7歳	198	200
3年生 8歳	177	185
高学年計	73	70
4年生 9歳	42	39
5年生 10歳	20	21
6年生 11歳	11	10
②確保の内容 (定員数)	794	807
②-①	104	127
箇所数	19	19

単位：人

屋部地区	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用者数)	270	276
低学年計	243	247
1年生 6歳	90	103
2年生 7歳	75	73
3年生 8歳	78	71
高学年計	28	30
4年生 9歳	16	18
5年生 10歳	8	8
6年生 11歳	4	4
②確保の内容 (定員数)	130	170
②-①	▲140	▲106
箇所数	3	4

単位：人

羽地地区	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用者数)	164	157
低学年計	146	139
1年生 6歳	52	49
2年生 7歳	48	45
3年生 8歳	46	45
高学年計	18	18
4年生 9歳	10	11
5年生 10歳	5	5
6年生 11歳	3	2
②確保の内容 (定員数)	80	120
②-①	▲84	▲37
箇所数	2	3

単位：人

屋我地地区	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用者数)	10	9
低学年計	9	7
1年生 6歳	1	3
2年生 7歳	2	1
3年生 8歳	5	2
高学年計	2	2
4年生 9歳	1	1
5年生 10歳	0	0
6年生 11歳	0	0
②確保の内容 (定員数)	33	33
②-①	23	24
箇所数	1	1

単位：人

久辺三区地区	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用者数)	35	32
低学年計	31	28
1年生 6歳	10	11
2年生 7歳	10	8
3年生 8歳	12	9
高学年計	4	4
4年生 9歳	2	3
5年生 10歳	1	1
6年生 11歳	1	0
②確保の内容 (定員数)	0	0
②-①	▲ 35	▲ 32
箇所数	0	0

単位：人

二見以北地区	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用者数)	16	16
低学年計	14	14
1年生 6歳	7	5
2年生 7歳	4	6
3年生 8歳	3	4
高学年計	2	1
4年生 9歳	1	1
5年生 10歳	1	0
6年生 11歳	0	0
②確保の内容 (定員数)	40	40
②-①	24	24
箇所数	1	1

### ③子育て支援短期支援事業（ショートステイ）

■保護者が疾病、出産、事故、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどにより、家庭で子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う事業。

- ・現在、未実施となっており、ニーズ調査からの量の見込みはありませんが、保護者による養育が一時的に困難になった場合には、ファミリー・サポート・センター事業にて支援（宿泊を伴う支援）を行っています。

#### 3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)
参考値：1日平均利用者数	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)
②確保の内容	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)
②-①	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)

H30年度実績:0人日

### ④地域子育て支援拠点事業

■保育所などの施設において、専任の職員を配置し、育児不安に対する相談・指導、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業。

- ・現状の箇所数を維持しつつ、利用促進を図るものとします。

#### 4. 地域子育て支援拠点事業

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,287 (人回)	5,320 (人回)	5,244 (人回)	5,184 (人回)	5,128 (人回)
参考値：利用者数	578 (人)	582 (人)	573 (人)	567 (人)	561 (人)
②確保の内容	6 (箇所)	6 (箇所)	6 (箇所)	6 (箇所)	6 (箇所)

H31(R元)年度実績:6箇所



### ⑤一時預かり他

保護者の育児疲れ解消、急病又は、冠婚葬祭、家庭の事情による一時的需要に対する保育事業です。

#### <一時預かり保育（幼稚園型）>

■幼稚園・認定こども園において平日午後、幼児に対し、保護者に代わって保育を行う事業。

- ・令和4年度の間見直しでは、同年に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」で得られたニーズ量を用いて、一時預かり保育の量の見込みを算出しました。1号認定の利用者数は32人（年間63日程度）、2号認定の利用者数は約217人（年間262日程度）の利用を想定しています。
- ・令和5年度の幼稚園及び認定こども園における預かり保育の確保量は233人（1人当たり年間240日とし、55,920人日の利用見込み）となっており、令和5年度の量の見込みに対して不足しておりますが、令和6年度中に開所を目指している新たな認定こども園は、預かり保育事業の実施を条件として公募していることから、令和6年度には必要な提供量の確保（15人の確保量の増加を見込む）を目指します。

5-1. 幼稚園型一時預かり保育 単位：人日

	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	58,533	59,040
参考値：利用者数（人）	248	250
1号認定による利用（人日）	2,041	2,011
参考値：利用者数（人）	32	32
2号認定による利用（人日）	56,492	57,029
参考値：利用者数（人）	216	218
②確保の内容	55,920	59,520
②-①	▲2,613	480

#### <幼稚園型を除く一時預かり事業>

- ・幼稚園型一時預かり保育と同様の方法により、家庭保育の環境にある幼児の一時預かり利用の量の見込みを算出し、利用者数115人（年間20日程度）の利用を想定しています。
- ・中間見直しの令和4年度現在、保育士の不足により保育所での一時預かりは未実施となっておりますが、一時的な子どもの保育が必要となった場合は令和5年度より市立認定こども園での一時預かり保育の利用、ファミリー・サポート・センター事業の利用を促進していきます。

- ・令和5年度は保育士の確保に努め、緑風こども園での事業提供（定員数3人、年間300日程度）を目指します。令和6年度は新たに開所予定の認定こども園での受け皿確保に努めるものとします。
- ・今後も安心して子育てができるよう保育士の確保に取り組み、一時預かりの受け入れ施設が増加するよう働きかけるとともに、引き続きファミリー・サポート・センター事業の利用を促進し、多様な受け皿の提供に努めるものとします。

5-2. 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	2,372	2,371
参考値:利用者数(人)	115	115
②確保の内容	900	2,371
②-①	▲1,472	0

## ⑥病児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

■保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に家庭保育や集団保育が困難な場合に、医療機関等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業。

- ・現在、市内2箇所を実施し定員が7人となっており、量の見込みでは1日当たり5人の利用となっていることから、今後の量の見込みを確保できる予定です。
- ・現在の箇所数（2箇所）を維持しつつ、ファミリー・サポート・センターについて病児・病後児対応を行える会員の育成及び市民への周知を図っていくものとしします。

### 6. 病児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,384（人日）	1,378（人日）	1,366（人日）	1,362（人日）	1,359（人日）
参考値：1日平均利用者数	5（人）	5（人）	5（人）	5（人）	5（人）
②確保の内容	2,216（人日）	2,216（人日）	2,216（人日）	2,216（人日）	2,216（人日）
②-①	832（人日）	838（人日）	850（人日）	854（人日）	857（人日）

○実績：平成30年度1,109人（定員7人）

○確保の内容内訳：病児保育事業2,184人、ファミリー・サポート・センター事業32人、計2,216人

## ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学児のみ）

■子育ての手助けをしてほしい「おねがい会員」と、子育てのお手伝いをしたい「まかせて会員」が会員となり、保育所等への送迎や一時的な預かりなど、子どもの世話を有償にて行う相互支援活動。（ここでは就学児のみの量の見込みと確保方策）

- ・量の見込みに対応できるよう現在の提供体制を維持しつつ、広報周知等によりまかせて会員（援助会員）の確保と質の更なる向上を促進します。

### 7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み低学年	86（人日）	84（人日）	85（人日）	83（人日）	82（人日）
①量の見込み高学年	83（人日）	85（人日）	85（人日）	85（人日）	83（人日）
②確保の内容	169（人日）	169（人日）	170（人日）	168（人日）	165（人日）
②-①低学年+高学年	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）

### ⑧利用者支援事業

■子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。

- ・現在、保育所入所申込窓口（保育・幼稚園課）に利用者支援員を配置し、教育・保育施設や子育て支援に関する事業を円滑に利用できるよう相談支援を行っています。（特定型）
- ・これに加え、令和2年度に妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談や支援など総合的に対応する母子健康包括支援センター機能を設置（健康増進課に窓口を設置）し、子育て家庭の個別ニーズを把握した上、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援します。（母子保健型）

#### 8. 利用者支援事業

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）
②確保の内容	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）
②-①	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）

○実績：令和元（平成31）年度 特定型1箇所

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■生後4か月までの乳幼児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

- ・基本的に生まれてくる赤ちゃんを対象としていることから人口推計で算出された0歳児数を量の見込みとします。
- ・保健師や助産師をはじめ、母子保健推進員等が全戸訪問に対応していくものとし、量の見込みと同数を確保内容として設定します。

#### 9. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	688（人）	679（人）	671（人）	664（人）	657（人）
②確保の内容	688（人）	679（人）	671（人）	664（人）	657（人）
②-①	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）

○実績：平成30年度 712人

### ⑩ 養育支援訪問事業

■子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して育児・家事の援助又は訪問指導を行う事業。

- ・近年の支援世帯数で最も多い、12世帯を量の見込みとして設定し、ニーズに応じて対応を図ります。量の見込みと同数を確保内容として設定します。

#### 10. 養育支援訪問事業

実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12 (人)	12 (人)	12 (人)	12 (人)	12 (人)
②確保の内容	12 (人)	12 (人)	12 (人)	12 (人)	12 (人)
②-①	12 (人)	12 (人)	12 (人)	12 (人)	12 (人)

平成26年度 (計画策定時実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
63件 (7世帯)	128件 (12世帯)	141件 (12世帯)	125件 (10世帯)	139件 (8世帯)	-

### ⑪ 妊婦健康診査

■妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

- ・平成27年度～30年度の健診受診率の平均(94.0%)を求め、人口推計で算出された0歳児人口を妊婦の人数として見込み、これに受診率の平均と公費の14回を乗じて量の見込みを算出しました。量の見込みと同数を確保内容として設定します。

#### 11. 妊婦健診

延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,054 (人)	8,936 (人)	8,830 (人)	8,738 (人)	8,646 (人)
②確保の内容	9,054 (人)	8,936 (人)	8,830 (人)	8,738 (人)	8,646 (人)
②-①	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、保育料とは別に発生する日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、低所得者の負担軽減を図るため補助を行う事業。

- ・現在の実績を量の見込みとし、同数を確保内容として設定します。

#### 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22 (人)	22 (人)	22 (人)	22 (人)	22 (人)
②確保の内容	22 (人)	22 (人)	22 (人)	22 (人)	22 (人)
②-①	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

・教育・保育のニーズの動向を踏まえ、適切に実施を図っていくものとします。

#### 13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)
②確保の内容	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)
②-①	0 (箇所)	0 (箇所)	0 (箇所)	0 (箇所)	0 (箇所)

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 庁内及び国・県等との連携

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野のみならず、保健分野や教育分野等、多岐にわたります。そのため、庁内関係各課との連携体制のもと、施策の推進に当たるものとしします。なお、計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国（令和5年度に創設されるこども家庭庁など）、県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

### 2 市民・地域等との連携

本計画の推進に当たっては、行政のみならず、保育所や幼稚園、学校、地域、事業者など多様な主体が関係することから、計画の周知を図るとともに、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

### 3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体施策の進行状況について把握するとともに、「名護市子ども・子育て会議」にて施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしします。

この計画はPDCAサイクルにより、継続的改善を行いながら進行管理を図っていくものとしします。